

## **荷主の皆様へ（荷主等の実施事項）**

陸運事業作業者の荷役作業時の労働災害の発生場所は、約70%が荷主、配送元、元請事業者等の事業場となっていることから、陸運事業従事者が行う荷役作業時の安全確保に御協力をお願いします。

なお、具体的安全対策については、「荷主の荷役作業安全対策」

( <http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/dl/130605-3.pdf> )

( 陸上貨物運送事業における荷役作業ガイドライン ) に基づき実施をお願いします。